

柴田町内で10KW以上の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は条例に基づく届出が必要となります

条例の目的

太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入が拡大しています。発電設備の設置に当たり、近隣住民とのトラブルや災害の発生、景観などへの影響が懸念されていることから、町の豊かな自然環境や美しい景観及び地域住民等の安全安心な生活環境と発電設備を設置する事業との調和を図るため、条例を制定したものです。



対象となる再生可能エネルギー源と発電出力規模

◆再生可能エネルギー源：太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等

◆発電出力規模：発電出力が10KW以上の設備

◆発電出力等による条例の適用状況確認表

【適用：○、適用外：-】

	発電出力	太陽光による発電			太陽光以外の発電
		建築物の屋根、 屋上又は壁面 ※1	左記以外		
			抑制区域以外	抑制区域	
①	50KW以上	—	○	○	○
②	10KW以上～50KW未満	—	○ 例外あり※2	○	○
③	10KW未満	—	—	—	—



【適用外】

※1 太陽光を再生可能エネルギー源とする事業で、建築物の屋根、屋上又は壁面で行う事業

※2 抑制区域以外の区域で個人が自己の居住する土地及び隣接する土地で行う発電出力50KW未満の事業

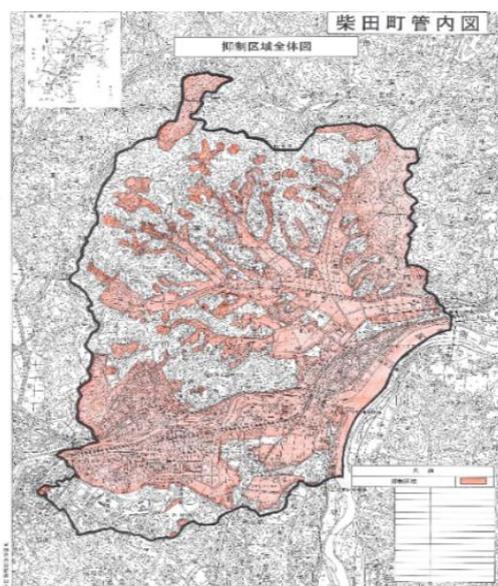


発電設備の抑制区域（事業者に対し、事業の抑制を求めることができる区域）

■抑制区域一覧

- (1) 農用地区域
- (2) 保安林区域
- (3) 緑地環境保全地域
- (4) 土砂災害特別警戒区域
- (5) 地すべり防止区域
- (6) 土砂災害警戒区域
- (7) 急傾斜地崩壊危険区域
- (8) 砂防指定地
- (9) 河川区域
- (10) 河川保全区域
- (11) 景観計画の区域
- (12) 周知の埋蔵文化財包蔵地
- (13) 史跡、名勝又は天然記念物が所在する土地(国指定、県指定、町指定)
- (14) その他町長が必要と認める区域

抑制区域図(赤色の区域)





義務 発電事業には住民説明会が必要となります

- (1) 事業者は事業を実施しようとするときは、地域住民等に対し、事業の計画に関する説明会を行わなければなりません。
- (2) 地域住民等は、事業者に対し、事業計画について、地域住民等意見書を提出することができます。
地域住民等意見書が提出された場合は、事業者は見解書を作成して、地域住民等と協議を行わなければなりません。



町の責務 ・ 事業者の責務 ・ 町民の責務 ・ 土地所有者等の責務

条例の施行にあたっては、事業主や町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします

町の責務

この条例の適切かつ円滑な運用を図ること。

事業者の責務

- (1) 関係法令及びこの条例を遵守し、自然環境の保全及び災害の防止に十分配慮し、地域住民等との良好な関係を保つよう努めること。
- (2) 発電設備及び事業区域の適正な管理を行うとともに、当該事業区域の周辺環境へ配慮すること。
- (3) 事業で発生する廃棄物を適正に処理するとともに、事業を終了するときは、発電設備を速やかに撤去し、適正に処分し、事業区域に係る土地を原状に回復すること。

町民の責務

町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めること。

土地所有者等の責務

事業区域を適正に管理するとともに、この条例に定める手続の実施に協力するよう努めること。



注意

- (1) 土地所有者等と事業者が異なる場合は、事業者が所在不明になったり、その組織を解散した場合には、事業者に代わって土地所有者等が必要な手続きを行わなければなりません。
- (2) そのため、事業の関係者の一人として「土地所有者等の承諾書」を町長に届出していただくこととなります。

